

H20.3.18 原案可決

紀伊半島沖における東南海・南海地震の観測体制の強化を求める意見書

近い将来、東南海・南海地震の発生する可能性が極めて高いとされており、発生すれば、本県において約5千人の死者、約1万人の負傷者、10万戸の家屋が全壊・焼失すると予想されている。

これらの被害の軽減を図るには、高精度な地震予測モデルを構築し、地震発生直前に地殻活動現象を検知する態勢を整えるとともに、地震発生直後の地震及び津波発生の情報を早期に検知して、防災・減災に役立てることが必要である。

このため、国におかれでは、平成18年度から21年度にかけて、東南海地震の想定震源域にあたる紀伊半島熊野灘沖の20カ所の観測点に高精度の地震計、水圧計等を設置し、海底ケーブルで結んだ地震・津波観測監視システムを構築し、平成22年度から広域かつ精度の高い連続観測を開始され、さらに、平成22年度以降において潮岬沖に新たな観測監視システムの構築に着手される計画と聞いている。

このようなことから、以下のような措置を含めた大地震に対する万全の対策を講じられるよう、強く要望する。

- 1 現在実施されている、熊野灘沖における地震・津波観測監視システムを一日も早く完成させること
- 2 平成22年度以降に計画されている潮岬沖の地震・津波観測監視システムについて、一日も早く事業着手すること
- 3 東海地震対策並みの、迅速かつ的確な住民への観測情報の提供システムの構築を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月18日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
防災担当大臣